

竹原地域医療介護推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、竹原地域医療介護推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会議は、竹原地域における在宅医療・介護の推進等に関する事項について協議し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の推進に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 多職種による連携体制の構築に関する事
- (2) 地域の在宅医療・介護の推進体制に関する事
- (3) 在宅医療・介護に従事する人材育成に関する事
- (4) その他、本会議の目的達成に必要な事項に関する事

(構成及び委員)

第4条 1 本会議の委員は次の構成団体より選任する。

- (1) 竹原市
- (2) 竹原地区医師会
- (3) 竹原・豊田歯科医師会
- (4) 竹原薬剤師会
- (5) 竹原市介護支援専門員連絡協議会
- (6) 竹原訪問看護ネットワーク会議
- (7) 竹原市地域包括支援センター
- (8) その他、本会議の目的を達成するために、会長が必要と認める者。

2 本会議に、会長、副会長を置き、構成員の互選により選出する。

3 会長は、本会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 構成員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。

6 構成員が出席できない場合は、代理の者の出席を認めることとする。

7 会長が必要と認めるときは、構成員以外の第三者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 本会議の庶務を処理するため、竹原地区三師会事務局に事務局を置く。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、本会議の運営及びその他必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年9月13日から施行する。